# 「特殊車両通行許可制度オンライン申請システム」 よくある申請書の不備の事例 ~わかりやすいオンライン申請マニュアル【別冊1】~

## 令和4年3月 国土交通省 道路局 公益社団法人 全日本トラック協会



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





申請内容の補正対応について	2
【ケース①・②】申請書の付属書類①・②	3~4
【ケース③】申請区分(新規・変更・更新)の選択	5
【ケース④】各車種毎の包括申請	6
【ケース⑤】申請書提出前の「簡易算定機能」の活用	7~11
【ケース⑥】車両諸元の情報入力	12~21
【ケース⑦・⑧】出発地・目的地の情報入力①・②	22~23
【ケース⑨】往復申請	24
【ケース①】未収録路線名の入力	25~26
【ケース①・②】その他事項	27
【番外編】その他よく見られる事象	28

## 申請内容の補正対応について



## 特殊車両通行許可申請・審査の流れ





### ケース①:車検証・電子媒体などの付属書類が添付されていない

国土交通省

【申請時の留意点】

- ・窓口提出前に必ず書類が揃っているか確認して下さい。
- ・車検切れの車両については、オンライン申請の場合でも添付が必要です。
- ・電子申請書作成システムで作成した場合は、CD-R(W)やDVD-R(W)の電子媒体も提出願い ます。(審査終了後お返しします。なお、フロッピー及びMOディスクは極力ご容赦ください)

$O_1$	O 何属書類一覧(車両の通行の許可の手続寺を定める省令弟6条など) ※平成27年3月31日通達改正								
	書 類 名 【通達等における様式番号】	道路管理者への 提出部数	オンライン申請の場合 【特殊車両通行許可システム】						
1	特殊車両通行許可(認定)申請書【省令別記様式第1】	1	システム内で作成						
2	車両内訳書【要領別記様式1】	1	システム内で作成						
3	車両の諸元に関する説明書【課長通達別記様式第1・第1の2】	1	システム内で作成						
4	通行経路表 【課長通達別記様式第2】	1	システム内で作成						
5	通行経路図	1	システム内で作成 ※ただし、未収録区間等、システム内で 作成できない区間のみ(注1)						
6	自動車検査証の写し	1	原則不要 ※ただし、道路管理者からの求めがあったとき(注1)						
7	一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書面	当該許可を受けて いる場合のみ	(注1)						
8	軌跡図	超寸法車両のみ	(注1)						
9	フレキシブルディスク等	1	不要						
10	その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認めるもの (注2)	必要に応じて添付	(注1)						

- (注1)申請データの送信時に当該資料をスキャン等で電子化して添付願います。
- (注2)超寸法申請の場合や、協議先道路管理者からの依頼等により必要となる場合があります(以下一例です)
- ・付近図(未採択路線の場合)・通行計画書及び理由書(超寸法車両)・四面図や荷姿図など、積載状態における車両諸元が3 わかる資料 ・応力計算書(D条件を超過する車両で、橋梁等の補強が必要となる場合)など・・・





## ケース②:未収録路線に係る「付近図」の添付

【申請時の留意点】

- ・申請経路に未収録路線が含まれる場合には、「付近図」の添付をお願いしています。
- ・「付近図」においてその場所、路線名及び10桁の交差点番号に漏れがあると、協議先の 道路管理者を特定できず、審査に時間を要します。





## ケース③:更新・変更の申請区分が誤っている・内容が確認できない

【申請時の留意点】

### <u>①更新申請</u>

- ・許可期間以外で前回の許可証と異なる項目がある
  - (出発地・目的地の場所、途中経路、重量・寸法、車両の台数・ナンバーなど)
  - →差戻しますので、改めて期間以外の変更が必要か確認の上、変更がある場合は申請区分を変更に 直して、変更となった箇所や内容を整理・明示して再提出してください。
- ・申請時点で許可期間が切れている
  - →差戻しますので、新規で付属書類を添付し再提出して下さい。※申請後に期間満了したものは除く

### ②変更申請

### ・変更箇所が不明で確認できない

→変更内容がプルダウンメニューに無い又は複数該当する場合、「その他」を選択して、 「具体的な変更事由」及び「前回許可証の許可番号」の情報提供をお願いします。 ・更新時期が到来していないのに、変更と併せて許可期間も更新されている

→既許可を超える期間があるため、全経路分の審査が必要となり手数料が発生します。

例:H26.10.1~H28.9.30までの許可で、H27.8.1に1経路の変更申請。申請書記載の許可期間が ・H27.9.1~H28.9.30(前回許可期間の範囲外なし)→変更経路のみの審査・協議で終了 ・H27.9.1~H29.8.31( 川 範囲外あり)→全経路の審査・協議を実施 (H28.10.1~H29.8.31の期間が、前回の審査・協議対象外のため)

【参考】申請区分の定義

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(3)(中略)

なお、<u>更新とは、許可期間のみを更新</u>する場合をいい、<u>変更とは車両台数の増以外の変更で更新以外の</u>ものをいう。

※新規の定めは無いが、更新及び変更以外の全てと解する。変更の例は、車両の交換(車両の買い換え等)、車両台数の減少(包括申請の場合)、申 請者の変更、経路の変更、会社名の変更等。また、積載物の変更や積載物重量の増、車種区分の修正は新規。





### ケース④:一つの申請で、異なる車種のセミトレーラが混ざっている

### 【問題点】

- ・包括申請ができるものは、「車種(軸種が同一のもの)」「積載貨物」「通行経路」 「通行期間」の4つが同一であることが必要。
- ・しかし、車種選択で「一般セミトレーラ(その他)」を選び、異なる車種や貨物を一緒の 申請としているため、確認・差戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

・複数車種の混在した包括申請は差戻します。車種毎に申請を分割してください。

1土川()日番耳	□/  北 8 余四 2 」日	1	
			「参考」車種区分の定義
住所(ビル名)	札幌第1合同庁舎		
	古外局委 局委 委号		(S53.12.1道路局長通達   車両の通行の制限について」 抜粋)
		7	第二(四)2 時間な東南の通行の計画に係る複数の東南について
電詁畨号	車種を選択してください		第二(四)3 将妹な単凹の通11の計りに係る複数の単凹について、
	ートラック		その車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合
由詰切当去	マシング	※由語な行う 田当老の情報な λ	
中朝担当省		太中前で117世当省の1月報で八	においては、それらの車向について、それぞれ甲請書を提出
部署名	一般セミトレーフ(ハン空)		させることな少吸し 1の中津書に上り中津させることが
中业 老友 (法)	一般セミトレーフ(タンク型)		こにるとこと自己し、100中間音により中間ににるとこか。
担当有石()美	ー般セミトレーラ(幌枠型)		できること
	一般セミトレーラ(コンテナ型)		
雨纤来中	一般セミトレーラ(自動車運搬用)		(S53.12.1追路父通官埋課長通達   特殊な里回の通行の許可に
电祜宙亏	一般セミトレーラ(あおり型)		関する東教の目体的処理についてした物
FAX番号	一般セミトレーラ(スタンション型)		周93事初の美体的処理について」 放杆/
	一般セミトレーラ(船底型)		1(4) 申請書の車種区分欄の記入は以下の区分によること。(中略)
メールアドレス	- 船セミトレーラ (その他)		
	まわこ		なの、次に該ヨ9るものは( ) 青で11 記 9 ること。
由建市市	里にこ	※由誌市種た亦再」た場合けが:	(イ)新相 (口)滴合 (ハ)バン (二)タンク (ホ)幌枠 (へ)コンテナ
中調里圖	海上コンデブ(86)	※中請 単性で 変更しに 場合は 必	
申請車種	海上コンテナ(9.6)		(ト)車連搬
	海上コンテナ(その他)	◎左記(新祖開発東両 新祖格東)	(7) (中略) 勾任中語において同一の専種とけ、東南の評一に
	ボールトレーラ	②在的、初次而无半问、初次伯半/	
事業区分	フルトレーラ(バン型)		関する説明書に例示してある車種区分によるものとし(以下略)
由きままム米	フルトレーラ(タンク型)	=	
中調早回百岁	フルトレーラ(幌枠型)		
			※ 包括由請は合成車両で審査するため、個別に由請するより、
	- 上凶:中請文援ン人ナ・	ムの人刀画面	余件//敵しくなったり、个計可になったりする場合//めります



## ケース⑤:申請された経路上に、通行不可の箇所が含まれている

【問題点】

- ・道路管理者間協議も含めた審査の結果、通行不可となる可能性が高い。
- ・また、実際に通行不可であるか(迂回路の有無含め)確認することとなり、その分審査時間 が余分に掛かってしまう。



【申請時の留意点】

・申請書の作成時・提出前に「簡易算定機能」により、通行可否、指定方向外進行不可、一方 通行、夜間通行(重量D)区間の有無などを確認してください。(算定結果を踏まえた上で、 ルート選定することをお勧めします)通行不可がある場合、差戻します。

「デジタル地図経路作成システム」で通行条件を設定する場合(オンライン申請)







### 〇申請支援システムから申請書を作成・算定する場合(オンライン申請のみ)

		申請情報入力後に遷移する					
申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。 申請 <b>書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「</b> ダウンロード」ボタンでデータをダウンロード						:成予約: 吉果をダ	登録」画面 ウンロード
申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ			操作
						申請書	ダウンロード
0005	平成27年08月28日 09時25分	作成完了	平成27年08月28日 09時25分			申請データ	ダウンロード 提出
					<b>(</b>	質定結果	ダウンロード

8

由諸圭

![](_page_9_Picture_0.jpeg)

![](_page_9_Figure_1.jpeg)

![](_page_10_Picture_0.jpeg)

### ○簡易算定機能の出力帳票で確認できること(抜粋)

・特殊車両通行許可算定書は、総合的な算定結果や個別審査の有無を確認できます。

受付日 :		受付許可番号 :
通行開始年月日 : 平成2	7年10月1日	通行終了年月日 : 平成29年9月30日
申請区分 : 新規	申請分類 : 普通	経路指「初ナは」しまこの担合け
申請車種:一般セミトレー	-ラ(バン型)	
新規開発車両の基本通行外 高さ=該当せず、長さ=認	e件 该当せず、重量=該当せず	● 「● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
to set all aduate an all the	申請車両台数 : トラクタ	71台、トレーラ1台
危険物積載の有無:		

快班市市涌行的可管完書

車両幅	車両高さ	車両長さ	-
2.49 m	3.79 m	15.82 m	-
車両自重	前部積載物	後部積載物	総重量
15.29 t	17.00 t		32.29 t

通行経路 : 001			通行区分 : 往復					
経路算定結果 : 個別	川審査		通行条件 : 重量 (個別審查) 、寸法 (個別審查)					
出発地住所 : 北海道札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部								
目的地住所 : 北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-10 北海道トラック総合研修センター								
通行条件	В	С	D	個別審査	通行不可			
狭小幅員	0	0	-	0	0			
上空障害	0	0	-	0	0			
曲線障害	0	0	-	0	0			
交差点	6	1	-	0	0			
橋梁	0	0	0	0	0			
高速道路	0	-	-	0	0			
スパン		-		0	0			
通行規制 「未収録路線」がある		縁」がある	場合	0	-			
未収録	は、何近国	国を添付しま	.g.	15	-			

特殊車向通行許可算定書(総合)

![](_page_10_Figure_7.jpeg)

軸形式:軸数:4軸、トラク	タ前1軸、トレーラ後2軸(1台、1	(台)	回避しないと、左戻しより。				
危険物積載の有無:	申請車両台数(合計) :トラ	クタ1台、トレーラ1台	「月り」の場合は、				
新規開発車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当	: iせず、重量=該当せず	通行経路数 : 4	「ᆂᄔൟᄪᅀᄮ				
橋梁照査:高速自動車国道等	移及び指定道路=適合せず、橋梁の設計	計荷重がTL_20活荷重以」	との道路=適合せず				
申請車種:一般セミトレーラ	・(バン型)						
申請区分 : 新規	申請分類 : 普通	経路指定方法 : 卷	経路指定方法 : 経路申請				
通行開始年月日 : 平成27	年10月1日	通行終了年月日 :	平成29年9月30日				
受付日 :		受付許可番号 :					

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
S1. 1-2	A	A	A	С	A	A	無し

※通行不可欄に「有り」と表示される場合、当該箇所を回避した経路に修正 した上で、再度確認してください。

※未収録路線は簡易算定されないため、申請書の提出後に道路管理者で別途 通行不可の有無を確認します。また、未収録交差点(デジタル地図では青 点)で経路を選ぶと、収録路線であっても簡易算定されません。一旦、収 録交差点(黒点)で経路を選択したデータで、簡易算定してください。**10** 

#### 軸·重心問距離

![](_page_11_Picture_0.jpeg)

枚数恒番号

11

### ○簡易算定機能の出力帳票で確認できること(抜粋)

・C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版含む)

特殊車両通行許可限度算定要領に基づき、各箇所の寸法の限界や橋梁の限度重量などを表示。

C · D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

※条件欄に「個別審査」と表示される場合、当該箇所の詳細な審査(道路管理者間協議含む)が必要となります。 特に、D条件の限度重量が示される場合は、橋梁への影響が甚大であるため、表示された限度重量以内に積載物重量を減ら した上で申請するのが望ましいです。(車両の軸数や寸法によっては表示されない場合もあります) 単体物品で分割不可能のため減量できない場合は、あらかじめ、当該箇所の道路管理者(橋梁担当課)と調整願います。 各々の限度重量以内まで積載物重量を減量すると、夜間条件(D)、誘導車条件(C)を回避することができます。

受付許可番号: 礼建特車 第 号 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (S1.2-2) 備考 通行経路 出発地住所 目的地住所 ・重量D条件の場合または ・寸法(幅員・交差点等)C条件かつ車両幅3.0m超の場合 障害種別 条件 道路管理者 目的地侧交差点 交差点地先名 原則、夜間条件(21:00~6:00)となります。 #6442470078 字熊牛 北海道開発局 帯広開 •なお、令和元年6月21日より、通行時間帯が夜間に制限される区間は、これまでの全 曲線 С 菜建設部 経路から、原則として、特に交通への影響が大きい必要最低限の区間に限定されます。 具体的な区間は、許可証に添付されるC・D条件箇所一覧に記載されています。 #6442470078 字熊牛 北海道開発局 帯広開 橋梁 個別審査 発建設部 ·※詳細については、特車PRサイトからご確認下さい。 【特車PRサイト】 #6442470078 字熊牛 北海道開発局 帯広開 橋梁 個別審査 举建的:部 ·URL: http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/release20190621j-ks.pdf #6442470111 鹿追 #6442470078 字熊牛 ~ 北海道開発局 帯広開 標识 - 般国道 274号線 美華西20線 往復 萩橋 D 発建設部 C条件の限度重量-54.84t 21時~6時に通行のこと 北海道開発局 帯広開 主要地方道 北海道75号 #644247007 字熊牛 往復 交差点 個別審查 菜建設部 線 帯広新得線 対向車線を優して折進できる車両分類値-Ⅲ、対向車線を優さず折進できる車両分類値-不、申請車両分類値-0 北海道 十勝総合振興 主要地方道 北海道75号 北熊牛#64425 字熊牛39-42 交差点 C 往復 局 帯広建設管理部 線 带広新得線 0025 対向車線を侵して折進できる車両分類値-0、対向車線を侵さず折進できる車両分類値-Ⅱ、申請車両分類値-0 北熊牛井6442570025 字能牛39-42  $\sim$ #6442570016 屈足 北海道 十勝総合振興 主要地方道 北海道75号 字北能牛 橋梁 個別審查 往復 新清橋 局 蒂広建設管理部 線 帯広新得線 D条件の限度重量-53.74t 南1条10#6442470046 新得  $\sim$ 清水 栄町#6442560010 北海道開発局 帯広開 橋梁 個別審査 般国道 38号線 新得 往復 東進橋 発建設部 D条件の限度重量-55.61t

![](_page_12_Picture_0.jpeg)

![](_page_12_Picture_1.jpeg)

### ケース⑥:車検証の内容と車両諸元が異なっている

【問題点】

・車検証・四面図・諸元表の内容と、車両諸元が異なっている場合があり、確認・差戻しに 時間を要している。

![](_page_12_Picture_5.jpeg)

【申請時の留意点】

・車検証・各車両メーカー発行の四面図・諸元表などを入念に確認し、間違いの無いよう 転記して下さい。間違いのある場合は、差戻しとなります。

![](_page_12_Figure_8.jpeg)

![](_page_13_Picture_0.jpeg)

【車両諸元入力の間違い例】

### ・重量や寸法の入力値が車検証と一致していない・車検証自体の確認ができない

→車検証の自重や軸重、車両ナンバーの入力間違い、車検証の有効期間切れなど。 車検証とのチェックが正しく行えないので差戻します。→ P14

庫検証自動チェック結果

### 到達番号:

髪し関し内容
以下の増由で差し戻しをいたしますので、訂正をお願いいたします。
・車両内訳書の整理番号1のトラクタ[B野・ADG-SH1EDXG]、整理番号12のトラクタ[B野・KL-S]
H1KDGG]の車両は直接証の写しを能付、または申請窓口へ別送する必要があります。
· 空葉130 - 空
· 室第130
、 宝蔵100-2000-2000-2000-2000-2000-2000-2000-
が、申請された専両重量よりも大きい値です。
・申請された車両内訳書の整理番号4のトラクタ【三菱・BDG-FP54JDR】の軸重に、同一型式の車両の中の
漫大の物質が記載されていません。

左図: 複数車両の包括申請において 一部車両のナンバー入力間違い による差戻し例

・積載貨物の重量が、トラックやトレーラの最大積載量より多い、又は軸重が超過している
 → 最大積載量の入力間違いなど。道路交通法でいう過積載に該当します。 → P16・20・21

### ・セミトレーラの連結全長が長すぎる

- → トラクタ・トレーラそれぞれの車検証「長さ」を単純に足しているため。 トラクタ=車両(又は積載物)前端~連結部、トレーラ=連結部~車両 (又は積載物)後端の長さを四面図で確認してください。 → P17・18
- ・はみ出し貨物を積載する際の、総寸法の計算方法が間違えている
  - → 高さ=荷台の床高+積載貨物高 長さ=四面図で確認 など。 → P18
- ・ダブルタイヤの輪数入力が間違っている
  - → 2輪を1輪とカウントしてください。(右図参照) → P19

![](_page_13_Figure_15.jpeg)

![](_page_14_Picture_0.jpeg)

![](_page_14_Figure_1.jpeg)

![](_page_15_Picture_0.jpeg)

<b>車検</b> 証	E情報照合結果表	示			
型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。 チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。					
軸種 軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸					
照合結果 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。					
車両諸九入力内容		車検証登録内容			
□ 牽引区分 □ 型式 □ 項目名 □ 入力内容 □	 車両番号	項目名			
	閉じる				

「車検証情報との照合」を実施して未登録との結果が出た場合、その原因のほとんどが、車両 番号の入力ミスか、既に廃車になっている車両番号を入力したか、のいずれかです。

車両番号の入力ミスは、差戻しとなる原因の上位です。 このため、必ず「車検証情報との照合」を実施して、ミスがないか確認してください。 車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。 車名、型式とり車両諸元データベースを参照する場合は、仕 車面の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい	さい。 注意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい い。	٠		自動車検到	を証 トレ	ノーラ					
車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。					は車両番号	初	年度登録月	8	車体の形状		
申請車種一般セキレーラ(バン型)	包括申請の場合、個々の	車両が隣接軸重の要件を満たして	いてもこれらの	釧路 12を1111		平成〇年〇月〇日			バンセミトレーラ		
● 種類:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 単種類:54軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 要体を満たすよう他の単両を加えるが、別々に申請してくだされ。			車名	乗車定員	最大利	戦量	車両	重量	車両約	這量	
$\square$				フルハーフ			17250kg		8730kg	25980[	25980]kg
	(-)しづ			形式		単体の大きさ			軸	<u>e</u>	
	• •				長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
	7			FGH456	1290 <b>cm</b>	249cm	379cm	-	-	3160kg	3160kg
	P			所有者の氏名又は名称	环	*****					——
10 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	-			所有有の任所	iter (	* * * * *					
4				使用者の氏石又は石	որ	*****					
<u>tz</u> i t7	・リアオーバーハングは、車両長17m超1	8m以下のセミトレーラ連結車の車	両長の制限の緩和対象車両のみ入力が	有効期間の満了する	1	*****					———————————————————————————————————————
£3	緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リア 長さ1751~1800cm(リア	オーバーハング320~420cm) オーバーハング380~420cm)		# =	-	*けん引車・褚	皮けん引車*				
	・入力するリアオーバーハングは、トレー	ラの旋回中心から車両後端までの	り寸法としてください	1月 75		三菱 ABC1	23DE				
-	● ・トランタのけん引能力超過とならないよ 申請車両の第5輪荷重がトラクタの車	つ、 倹証第5輪荷重を超過しないように	こ入力してください	〇積書	物重量 -		17t				
トラクタ/トレーラ切替	※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの	)車両総重量) - (トレーラの積載8	寺軸重の合計)		"凹転干徑"		TBCIII				
	自重	J7	積載物重量								
整理番号 車名 型	式 トラック トラクタ 乗員(人) トレーラ(t) 幅(cm) 高 (t)	ið(cm) 長さ(cm) オーバー は ハンヴ (cm)	み出し長 (cm) 前部(t) 後部(t)								
<ul> <li>● 1 フルハーフ DEF</li> </ul>	456 8.73 249 3	79 1199 0	17.00								
型式追加 型式削除 車両諸元参照											
		申請車両情報	版メニューへ戻る 次の画面に進む								

積載物重量は、車検証の最大積載量を超過することはできません。 なお、軸重の制限との関係で、車検証の最大積載量で許可できるとは限りません。 (詳細はP20、21) 国土交通省

![](_page_17_Picture_0.jpeg)

![](_page_17_Figure_1.jpeg)

![](_page_18_Picture_0.jpeg)

#### 車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

![](_page_18_Figure_2.jpeg)

![](_page_19_Picture_0.jpeg)

![](_page_19_Figure_1.jpeg)

ダブルタイヤは、1輪とカウントします。

図の例の場合、右側と左側にそれぞれ2輪ずつあり、実際にあるのは4輪ですが、ダブルタ イヤなので、右側と左側にそれぞれ1輪ずつとカウントするため、合計2輪となり、それを 入力します。

🔮 国土交通省

![](_page_20_Figure_1.jpeg)

![](_page_21_Picture_0.jpeg)

					車	両の	諸元に関	する	説明	書									
受付許可書。	-																		
通行開始年月日						平成26年11月18日				通行終了年月日				平成28年6月17日					
申 <b>請</b> 区分						新規				通行区分				往復					
事業区分						医腺				対象軍西				0					
積載實物品名						分類													
						#8													
<b>單種</b> 区分						早西の種類				一般セミトレーラ(パン型)									
						静温				静数:4種、トラクタ前1種、トレーラ後2種									
						富さ				独当せず									
新規開始早前	両の基本。	通行条	<b>4</b>		長さ				観当せず										
						<b>B</b> L				観当せず									
					早酉台数				早貢型式				f?	代表型面響号					
トラック・トラ	<u> </u>				18				ABC1230E				ŧL	札幌100力/0000					
N-5						18				FG-438				札幌12を1111					
	_																		
8 1 1 1 1 1 1 1	6				<b>-</b>						_				_				
L										Att #8			110,40,133 BLE.			A. 14	合計		
1709E		· 兼員(2へ)		יעריות	-78		9410-98		L /191			17/00		1700x		719T	12.29+		
8,400	•		ine	0.7	30				10231		•	17.000	_	1 17.00				2290	
早西將元表																			
<b>42</b> (B)	<b>∎</b> a	高さい 長さい		最大	最大論皇		微速转起		最小聯接轉距			最大韓重韓最外輪中心問題運							
249 сня	379 (	79 сня 1582 сня		. 8.;	73 E		197 cm	150 сн					200 сня						
					各尊	10 <b>01</b>	随風およう	び荷∎	点等(	の距離	_								
I1	12		13		14		15		lê			17 18						18	
318 cm	245 (	245 сня		316	8 cm		150 сня		75 cm			<sup>0</sup> г сня							
19	110	110		r	112		113		114				1	115			-		
										1									
				和動物数対	à e∰	輪数2輪	(聯輪数2輪	D剩款	<b>放2</b> 结	靜輪数	鯩	F轉輪数	論の	利輪数	鰖	⊢쮖輪数	鰖	合計	
ĺ		白皇十乘殿		4.94 t		4.03 t	3.18 t	3.10	<b>ક</b> ε [				Ť					15.29 t	
	a n		積載物	1.40 t		4.721	3.44 t	3.44	ŧι İ		_		Ť		_			17.00 t	

\$†

輪荷里

最外輪中心間超瞳(3)コード

8.34 t

3,176

2

8.75t

4.38 t

1

8.80 t

4.30 t

1

9.60 E

4.30 t

1

32-29 t

-

-

荷量分布表

![](_page_21_Picture_2.jpeg)

![](_page_21_Picture_3.jpeg)

<修正方法> 超過していた場合、P16に戻って、 減量します。

## 出発地・目的地の情報入力①

![](_page_22_Picture_1.jpeg)

ケース⑦:通行経路表と地図上の経路が一致していない

【問題点】

- ・出発地及び目的地の住所と、通行経路表の起点及び終点が離れている。
- ・起点・終点の交差点が誤っており、未審査区間が生じ、確認及び差戻しに時間を要します。

【申請時の留意点】

・通行経路を全てカバーする位置にある交差点を指定してください。不明瞭な場合は、差戻さ れる可能性があります。

![](_page_22_Figure_8.jpeg)

![](_page_23_Picture_1.jpeg)

## ケース⑧:出発地・目的地の住所地番情報が不十分のため、経路確定できない

![](_page_23_Figure_3.jpeg)

![](_page_23_Figure_4.jpeg)

![](_page_24_Picture_0.jpeg)

![](_page_24_Picture_1.jpeg)

![](_page_24_Figure_2.jpeg)

【申請時の留意点】

 システム上往復申請が出来たとしても、実際に通れる経路かどうか確認をしてから申請をお 願いします。申請者へ差戻し及び不許可となる可能性があります。
 ※H31 年システム改修により'注意喚起するメッセージ'が表示されるようになります。

![](_page_25_Picture_0.jpeg)

![](_page_25_Picture_1.jpeg)

### ケース10:未収録路線の名称が記入されていない

【問題点】

 「デジタル地図経路入力」「交差点番号入力」で経路を作成すると、「未収録路線」や「不明」と 表示されていても経路の作成が可能。そのまま申請されると、路線名が「未収録路線」とだけ 表示されているため、通行経路の確認や差戻しに時間を要します。
 日本のように、
 【申請時の留意点】

・路線名称を手入力し、経路上の全ての路線名を埋めて下さい。
 (例:○○町道□号線(未収録路線) など)

路線名は、当該道路管理者に電話 やFAX等で尋ねる方法や住宅地 図、インターネット等で調べる方 法があります。

く次ページ参照>

![](_page_25_Picture_8.jpeg)

![](_page_26_Picture_0.jpeg)

## ◆未収録路線の路線名問合せ一覧

![](_page_26_Figure_2.jpeg)

![](_page_27_Picture_0.jpeg)

![](_page_27_Picture_1.jpeg)

## ケース①:申請年月日が提出日と合っていない

【申請時の留意点】

- ・申請日は書類提出日(オンライン申請はデータ送信日)としてください。
- ・極端にずれているものなどは、差し戻される場合があります。
- ・更新・変更申請では、申請時点で許可期間を満了している場合、新規申請となります。 (ケース③を参照)

ケース12:更新申請なのに、通行経路が不連続となっている

【問題点】

・道路情報便覧の登録内容が新規路線登録や既存内容の変更により変わっているのに、期間 更新の場合に前回の許可データをそのまま使用している

【申請時の留意点】

- ・最新の道路情報便覧付図表示システムにより、作成してください。
- ・申請データの提出前に、必ず経路算定を行い、経路が連続しているか確認して下さい。
   (ケース⑤を参照)
- ・不連続の場合、差戻される可能性があります。

![](_page_28_Picture_0.jpeg)

![](_page_28_Picture_1.jpeg)

- 以下の場合は、差戻される可能性がありますので必ず確認してください。
- ・通行不可が発生したまま送信される(一方通行・上空障害等)

⇒ 審査の結果、不許可となる場合は手数料が発生します。 通行不可がないか確認してから申請しましょう!

- ・申請年月日、提出日、通行年月日、通行終了日等の記載ミス → 必ず確認しましょう!
- ・車検証データと申請書データとの数値が不整合
- ・包括申請の場合、車検切れや車番の間違い
  - ⇒ 必ず確認しましょう!
- ・超寸法等(交差点個別審査等)の申請で軌跡図が添付されていない

⇒ 申請者へ、軌跡図、を取り寄せてから審査を始めるため、通常より許可証発行まで時間がかかります。 あらかじめ添付の上、申請しましょう!

![](_page_28_Picture_11.jpeg)

ポイント! 申請書に正しく入力することにより、差戻しもなく、審査がスムーズに 進みます。許可の迅速化にご協力をお願いします。